

報 道 資 料

令和元年6月19日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第214号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第275号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年6月18日
- ◎ 実施機関：地域振興部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：・平成28年11月22日付け報道資料「なら・図書館に集う会」の設立について
・「なら・図書館に集う会」設立総会（日時：平成28年11月24日（木）14時～、
場所：図書情報館1F経営委員会室）に係る次第及び配付資料
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 一部の会員、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職氏名
イ 個人のメールアドレス
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分の
ア 条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 上記不開示部分の
イ 条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、不開示とした情報のうち、個人のメールアドレスを開示すべきである。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

なら・図書館に集う会（以下、「集う会」という。）は、図書情報館の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するという趣旨に賛同した法人、団体及び個人の会員で構成する任意団体である。集う会は、その事業収入及び会員の会費収入で運営しており、図書情報館職員及び法人会員の従業員が事務局を構成している。

本件行政文書は、集う会の設立及び設立総会開催を周知するための報道資料及び設立総会の際に出席者に配布した資料である。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、一部の会員、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職氏名が条例第7条第2号に、個人のメールアドレスが条例第7条第6号に該当すると主張している。

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 一部の会員の氏名について

一部の会員の氏名は、設立総会で会員に配付された「なら・図書館に集う会第1期会員（案）」及び設立総会に係る座席表に記載された、特定法人の職員の氏名であることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、設立総会に報道機関が臨席していることから、当該職員の氏名について開示すべきである旨主張している。

この点について、実施機関は、設立総会には報道機関の臨席はなかったが、設立総会の出席者に、集う会として公にする方針であった者以外の者が含まれていたことから、報道機関による取材があった場合には、出席者を撮影しないように依頼することとしていた旨説明している。また、設立総会に臨席を希望する者がいた場合であっても、会員名簿の配布は予定しておらず、設立総会の出席者の氏名を表示する名札立ても設置していなかったとも説明しており、これらの実施機関の説明について、特段の不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

また、審査請求人は、当該職員の氏名が概要報告に記載され、県のホームページに掲載されていたことから、当該職員の氏名を開示すべき旨主張している。

この点、実施機関は、集う会では、設立総会の出席者及び同会の理事の氏名については、対外的に法人を代表する者及び個人事業主に限り公にする方針としていたところ、対外的に法人を代表する者に当たらない、当該職員の氏名が記載された議事概要が、平成29年2月12日から、集う会のホームページに掲載されていたことから、同年4月29日に議事概要から当該職員の氏名を削除し、その後開催した集う会の総会の議事概要においては、当該氏名は記載していない旨説明している。

そうすると、本件決定が行われた平成28年12月16日時点においては、当該職員の氏名が記載された議事概要は、公にされていなかったと認められる。

また、条例第7条第2号本文に該当する情報が、慣行として公にされているか、又は慣行として公にされる予定であるか否かについては、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、当該事例は慣行には当たらないと解されている。

本件においては、集う会として、設立総会の出席者及び同会の理事の氏名について、対外的に法人を代表する者及び個人事業主に限り公にする方針であったところ、一時的に当該職員の氏名が記載された議事概要が集う会のホームページに掲載されたにすぎないこと、その後開催された集う会の総会の議事概要には当該職員の氏名は記載されていないことを考慮すると、当該職員の氏名が議事概要に掲載されていたことをもって、当該氏名が慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているとまでは認められない。

また、設立総会に出席した者の氏名は法令等の規定により公にすることが予定されている情報とは認められない。

さらに、審査請求人は、トークイベントのチラシに特定法人の特定職員の氏名が掲載されていることから、本件で不開示としている特定法人の職員の氏名を開示すべきであると主張するが、トークイベントは、集う会が設立される以前に開催されたものであり、トークイベントの出席者が設立総会に出席するとは限らない。

これらのことから、当該職員の氏名は同号ただし書に該当しないと認めざるを得ない。

以上のことから、本件不開示情報のうち、一部の会員の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職及び氏名

代理出席者及び事務局職員（公務員を除く）（以下「代理出席者等」という。）の職及び氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

代理出席者等は、民間企業又は民間団体の従業員である。代理出席者等の氏名については、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、代理出席者等の職及び氏名は、同号ただし書に該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報のうち、代理出席者及び事務局職員（公務員を除く。）の職及び氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

個人のメールアドレスは、実施機関の職員のメールアドレスであり、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

次に同号後段該当性について検討する。

審査請求人は、当該メールアドレスについて、本件決定時点において、図書情報館の報道資料として、県のホームページに掲載される等公にされていた情報であり、同号の不開示情報に当たらない旨主張している。

この点について、実施機関は、職員のメールアドレスは、公にすることにより、いたずらメール等が

送付される等、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあるため報道資料に掲載しないこととしているところ、その徹底が不十分であったため、平成28年11月22日以降、職員のメールアドレスが記載された本件報道資料を実施機関のホームページに掲載し、平成29年4月20日にホームページから削除したと説明している。

一般に、職員のメールアドレスは、公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

しかし、本件においては、本件決定時点において本件報道資料に記載された職員のメールアドレスが公にされており、約5か月間という長期に亘って掲載され続けていたことを考慮すると、当該メールアドレスを公にすることによって、新たに事務支障が生じるおそれがあるとは認められない。

これらのことから、本件不開示情報のうち、職員のメールアドレスは条例第7条第6号後段に該当しない。

以上のことから、職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年12月 4日		
② 決 定	平成28年12月16日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年 3月 5日		
④ 諮 問	平成29年 4月 4日		
⑤ 経 過	平成30年10月26日	第224回審査会	審議
	平成30年11月28日	第225回審査会	審議
	平成30年12月27日	第226回審査会	審議
	平成31年 1月31日	第227回審査会	審議
	平成31年 2月19日	第228回審査会	審議
	平成31年 3月28日	第229回審査会	審議
	令和 元年 5月31日	第230回審査会	審議